

## 令和8年度 介護保険制度のおもな改正ポイント

### 令和8年4月から

- 介護保険料の第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける金額が変わりました。

### 令和8年8月から

- 施設サービス等を利用した際の基準費用額（食費）と、低所得者の負担限度額（居住費等・食費）の一部が変わる予定です。
- 高額介護サービス費と特定入所者介護サービス費の支給要件の一部が変わる予定です。

## “自分でできる”を大切に 介護保険を正しく利用しましょう。

介護保険制度は、加齢に伴う心身の変化があっても、尊厳を大切にしながら“その人らしい自立した生活”を続けられるよう支える仕組みです。「自立」には、身の回りのことを自分で行う身体面だけでなく、物事を自分の意思で選び決める精神面、地域とのつながりを保つ社会面も含まれます。

自立を支えるためには、①自分で決めること、②これまでの暮らしをできるだけ続けられるよう支援を受けること、③自分でできることは続けることが大切です。必要に応じて適切な支援やサービスを利用することで、自分らしい生活を送りましょう。

介護保険サービスの利用は、心身の状態に合わせて作成される「ケアプラン」に基づいています。介護保険サービスは医療とも連携しながら提供され、要介護状態の軽減や悪化防止にもつながります。

「以前できていたことが、やりにくくなってきた」と感じたら、お住まいの区の地域福祉課や地域包括支援センター、ケアマネジャーにご相談ください。